

審査公報

令和3年10月31日執行
最高裁判所裁判官国民審査



最高裁判所判事
深山卓也
昭和十九年九月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。以後、東京地裁、函館地裁、公署等調査委員会事務局に勤務。
昭和五七年 四月 判事任官。以後、福岡高裁那珂支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務することにも、法務省民事局長、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。
一三年 一月 東京地裁判事総括
二四年 九月 法務省民事局長
二八年 一月 東京高裁判事総括
二八年 二月 さいたま地裁所長
二九年 三月 東京高裁判事
三〇年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 平成二〇年二月九日 大法廷判決
一 平成二九年一月二日 執行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものというとはいえない(多数意見)
二 令和二年三月三日 第一小法廷判決
タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることのあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われない(全員一致、裁判長)
三 令和元年一月十八日 大法廷判決
令和元年七月二日 執行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていない(多数意見)
四 令和二年二月四日 大法廷判決
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を提供し、これを援助していると同評価されてもやむを得ないもので、憲法一〇条三項に違反する(多数意見)
五 令和三年五月十七日 第一小法廷判決
労働大臣が行使含有建材について労働安全衛生法に基づく規制を適切に行っているとの判決で示す事情の下では、国は、原因の建設作業に従事し、石綿粉じんにより露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う(全員一致、裁判長)
六 令和三年六月二日 大法廷判決
夫婦が夫又は妻の氏を称する者と規定する民法七五〇条及びこれをを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法七四九条一号は、憲法二四条に違反しない(多数意見、補足意見付加)。

裁判官としての心構え
最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。



最高裁判所判事
岡正晶
昭和三年二月二日生

略歴

香川県高松市(現高松市)国分寺町という段々状の小なだらかな山が連なる山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同国立国分寺南小学校、同町立分寺中学校(欽式テニス部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。
昭和五年 三月 東京大学法学部卒業
同年 四月 司法修習生(二四期、大阪で実務修習)
五年 六月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
一七年 〇月 株式会社三〇〇社外監査役
一七年 〇月 東京大学法学部大学院(産産処理研究)
二〇年 四月 第一東京弁護士会会長
二二年 一月 法務省法制審議会議長(債権関係、部会委員)
二二年 七月 日本弁護士連合会産産法制等検討委員会委員長
二三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員
二六年 四月 事業再生研究機構代表理事
二七年 四月 日本弁護士連合会副会長
同年 八月 株式会社三井住友銀行社外監査役
二八年 八月 日本公認会計士協会品質管理審議会委員
三〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役
令和 元年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役
三年 九月 株式会社判事所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 最高裁判所就任後日付が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をすることを根本原理として、「独立」はその前提に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録」資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官も多面的に深みのある熟議を尽くす(これを信条とし、一つの事件に全力で取り組みます)。また同憲法に適合する「最高裁判所は、一切の裁判を、規則又は処分を命ずるの権限を有する」の憲法上の職責を完全に全うします。

趣味など
ここ三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズンには二回を目標に楽しんでます。丹沢・箱根、奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里山、羅臼岳、屋久高(縄文彩)、妙高山なども印象に残っています。(毎年一〇〇個くらいは植えます)。パラ・今の黒バタは(バタメイト)、嵯峨菊を定着させたプランターでの花栽培があります。(二〇二二年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大発生しました。日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。



最高裁判所判事
宇賀克也
昭和三〇年七月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学(現・筑波大学)附属高等学校を卒業。
昭和五年 三月 東京大学法学部卒業
同年 四月 東京大学法学部助手
五年 七月 東京大学法学部助教授
五年 八月 ハーバード大学客員研究員
五年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
六年 七月 ハーバード大学客員教授
平成 二年 八月 東京大学大学院政治学研究科教授
一〇年 九月 ジョージタウン大学客員研究員
一三年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任
同年 〇月 日本公法学会理事
一六年 四月 東京大学公共政策大学院教授を兼任
一八年 七月 国税等不服審査会(国税・知的財産分科)部会長
二二年 三月 総務省代表自治紛争処理委員
二二年 三月 エアアジア代表自治紛争処理委員
二二年 三月 IT総合戦略本部(ソナラ)に関する検討会座長
二六年 一月 内閣府独立占禁止審査手続懇話会座長
二六年 二月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
同年 三月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
二八年 二月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
二八年 二月 東京地裁検事長
同年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査委員会委員長
同年 〇月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長
三〇年 七月 内閣府行政書管理委員会委員長
三年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年六月三日 第三小法廷判決
一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
令和二年六月三日 第三小法廷判決
一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
二十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
三十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
四十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
五十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
六十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
七十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
八十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十一 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十二 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十三 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十四 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十五 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十六 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十七 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十八 令和二年六月三日 第三小法廷判決
九十九 令和二年六月三日 第三小法廷判決
一百 令和二年六月三日 第三小法廷判決

裁判官としての心構え
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法学部の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定、改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側になると、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思っています。



最高裁判所判事
堺 徹
昭和三年七月一七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五年 四月 司法修習生
五年 七月 検事任官
以後、札幌地検、札幌地検室蘭支部、大阪地検、大津地検、法務省大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検検事、最高検事務取扱検事などとして勤務。
平成二〇年 九月 東京地検交通部長
二二年 一月 東京地検公安部長
二四年 七月 東京地検特別捜査部長
二四年 七月 福岡地検検事正
二五年 七月 東京地検検事長
二六年 七月 東京高検検事長
二八年 九月 仙台高検検事正
二九年 七月 次長検事
三〇年 七月 最高検検事長
令和 二年 七月 最高検検事長
同年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 最高裁判所就任後日付が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
私は、最高裁判所に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上では社会に大きな影響を及ぼすものがあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠と重い責任を担っていることを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得してきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景となってきたような事柄に際しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するために色々な観点から考え、知恵を絞ってきました。
最高裁判所は変化が激しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすこととして、この重い職責を果たし、公平・公正で紛争解決して妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと考えています。
そのためにまた事件の当事者の言い分十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法学部の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定、改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側になると、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思っています。

第25回 最高裁判所裁判官国民審査 第49回 衆議院議員総選挙 10月31日(日)

- ◎ 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
(投票時間は、離島・山間地等の一部の投票所では異なります。)
- ◎ 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に×を書いてください。
やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- ◎ 衆議院小選挙区選挙の投票用紙には、候補者一人の氏名を正確に書いてください。
- ◎ 衆議院比例代表選挙の投票用紙には、一つの衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を正確に書いてください。
- ◎ 期日前投票制度
 - ・投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方が対象となります。また、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される場合も対象となります。
 - ・投票期間は、10月20日(水)から10月30日(土)までの間です。
また、投票時間は、午前8時30分から午後8時までです。
(期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。)
- ◎ 不在者投票制度
選挙期間中、仕事や旅行などでお住まいの市区町村を離れ、投票のために帰ることができない方などは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。
指定病院などに入院などしている方も、その施設内で「不在者投票」ができる場合があります。
- ◎ 郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある方で一定の条件を満たす方には、郵便等による不在者投票制度・代理記載制度があります。詳しくは、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ◎ 特例郵便等投票
 - ・新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。
 - ・投票用紙は、10月27日(水)午後5時までに(必着)、選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会へ請求してください。
 - ・「特例郵便等投票」の対象者は、衆議院議員総選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかると思込まれる方です。
 - ① 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(ただし、濃厚接触者は対象外)
 - ② 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
 - ・「特例郵便等投票」の対象者及び投票方法については、愛知県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

この審査公報は、愛知県選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://aichi-senkyo-2021.jp>